

令和4年6月 河北町農業委員会総会（第6回）

令和4年6月27日（月曜日）午後4時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番	高橋 清	委員	2 番	逸見 三和子	委員	3 番	今田 好行	委員
4 番	奥山 ちか子	委員	5 番	岡崎 学	委員	6 番	関 紀子	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	原田 康雄	委員	9 番	奥山 喜幸	委員
10 番	後藤 慶治	委員	11 番	齋藤 仁	委員	12 番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和4年6月27日（月曜日）午後3時59分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第11号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第12号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議第19号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第20号	非農地証明願について

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 宇野事務局長

何かとお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。只今から令和4年6月の河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに会長よりご挨拶をお願いし

ます。

○ 堀米会長

はい、皆さんご苦労様です。今月は変則的に、さくらんぼ忙しいということで、2時からのところ、4時からにさせていただきました。ご協力いただいて大変ご苦労様です。総会の中身としてはそれほどでないんですが、研修旅行もあるということで、それも含めてスムーズに終わるよう皆さんご協力をお願いします。

○ 宇野事務局長

それでは日程に従いまして会長より進行の方お願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名です。6番 関 紀子委員、7番 堀 和彦委員、2名の方、よろしくお願いします。

それでは日程第2議案の審議になります。報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきますが、座って失礼させていただきます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、です。

はじめに、申請番号24番 所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●、樹園地、ほか18筆で計17,749.67㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後も自作するほか、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、資料2ページ、申請番号25番です。所在地 谷地字海老鶴（エビヅル）●●●●、畑、237㎡1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

続きまして、申請番号26番です。所在地 谷地字嶋（シマ）●●●●、田、ほか3筆で計8,737㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

以上3件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今、説明ありました、相続に件について、皆さんから質問等ありましたらお受けしたいと思います。質問ありませんか。何もないと認めます。ではこのまま取り進めてくださるようお願いします。

続きまして、報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の3ページをご覧ください。報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

申請番号70番及び71番、所在地 大字溝延字松木壇（マツキダン）

●●●●、田、ほか1筆で計1,050㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、議第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

申請番号72番及び73番、所在地 西里字両所（リョウジョ）●●●●、田、641㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、自作するためとのことです。

以上4件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今説明ありました。18条第6項の規定による通知について皆さんから何か質問等ありましたらお受けいたします。はい、何も無いようです。この件に関してもこのまま取り進めてくださるようお願いします。

続きまして議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の4ページをご覧ください。議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号29番、使用貸借権の設定です。所在地 谷地字置揚（オキアゲ）●●●●●、田、ほか3筆で計2,987㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●●

さんです。理由につきましては、経営移譲年金受給のためとのことです。

申請番号30番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字松木壇（マツキダン）
●●●●、田、ほか1筆で計1,050㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●
●●●さんです。理由につきましては、高齢化によるためとのことです。

以上2件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今説明のありました2件について、現地確認してと思いますので、報告をお願いします。

○ 奥山（ち）委員

29番ですが、全部さくらんぼ植えられていて、適正に管理されていました。いい畑でした。以上です。

○ 議長（会長）

はい、田のところも全部減反してるんだと思います。はい、30番。

○ 後藤委員

田植えした人と新しい借主、がちちょっと違うんですけども。前合意解約なった●●●●
●●●●さんのことなんですけども、●●●●さんかなり高齢で身体だめで、息子さん田植え
等してくれてたんですけども。いかんせん、免許のない方で。ちょうどこの●●●●さ
んが河北町、寒河江市含めてかなり農地を集約しているところに、●●●●さんが乗っ
た、という形で。耕耘、田植え、代掻き、具体的にどうしてるかわかりませんが、
●●●●さんの他の田んぼ見ると、きちんと管理しているようなので以降も管理してい
くんでないかなと思っております。

○ 議長（会長）

はい、只今、報告ありました。29番については親子ということで何もないんですけ
ども30番については、契約が7月1日からということなんですけども、田植えはなっ
て、ということで。これ返す時も6月30日までだから田植えしたとこで返すのか。

○ 後藤委員

返すというよりも、最終的に買う意向みたいなので。

○ 議長（会長）

まあ、書類上は書類上で、何も5年としなくても、12月までとかしてもいいんだよ

ね。こういうふうにすると中途半端な時期が残るんだよな。

○ 今田委員

3条は自動継続だからそんな心配はないんだと思うけども、その中間管理事業さ買ったけのを、簡単に解約できるのかなあ、と。そっちの方が問題になる気がするんだけど。中間管理事業さ貸したんだから、あくまで白紙委任。中間管理機構で解約するならわかるんだけど。中間管理事業に貸したものをそんな簡単に解約できるんですか。

○ 議長（会長）

はい、事務局。

○ 事務局（奥山）

解約したいと双方の合意さえあればできます。ただ、中間管理事業へ貸し出した農地って、協力金もらってる所があるので、そこは確認して、ここについてはなかったということで、地主の方も作ってくれる人がいれば、お願いしたいということで話がまとまったように聞いてます。

○ 今田委員

仮に集積協力金が支払われていれば、それは返さなくちゃいけないのか。

○ 事務局（奥山）

はい、協力金前もらってたとすれば、その時その時で変わるんですが、全額返さなくちゃいけない時もあるので、注意が必要です。

○ 今田委員

なら確認しますけども、中間管理事業で貸したところ、貸し手と借り手の合意があれば解約できるってことか。

○ 事務局（奥山）

はい、中間管理の中で他に耕作する方がいて、借り手を変更するというのが理想でしょうけども。

○ 議長（会長）

はい、今説明と質問その他ありました。この3条の件についてその他質問等ありませんか。ないようでしたら、賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成ですので許可いたします。

続きまして、議第20号 非農地証明願について、事務局よりお願いします。

○ 事務局（奥山）

資料の5ページをご覧ください。議第20号 非農地証明願についてです。申請番号2番、所在地 西里字根際（ネギワ）●●●●、田、ほか1筆で計20.54㎡です。申請事由につきましては、平成12年に●●●●さん他3名が●●●●及び●●●●に住宅を新築した際、申請者、●●●●の父が所有の農地の一部を通路及び宅地として使用してきていたとのことでした。

資料の6ページが案内図です。7ページが字切図で、斜線が申請地です。次の8ページには、現状の建物位置も記載されておりますが、申請地の上、北側にある家屋が●●●●さんのお宅だった所で、左下の●●●●が申請人の親戚宅になっております。申請地の他に●●●●と、●●●●が網掛になっておりますが、ここと等価交換してお互いが利用していたものですが、この度、森氏所有の宅地が売買されたことで、きちんと分筆登記することになったものです。現況写真が9ページ及び10ページにあります。見辛いかもしれませんが、線を引いたところが今回の申請地部分になります。

以上1件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、只今事務局より説明ありました。俺もちょっとわかんないんだけど、●●●●と●●●●とあるところは既存の建物があつてということなのか。

○ 事務局（奥山）

はい、建物は●●●●と●●●●にまたがって建っていまして、隣と入り組んでいるところが、●●●●さんの農地でして、写真で見ますと見づらいかもしれませんが、●●●●という所がコンクリート敷になってまして、●●●●は●●●●さんの農地的一部分だったのですが、●●●●さんが家を建てる時にコンクリート壁を入れていて、宅地化なっているところです。今回●●●●さんのところが競売にかかったんで、ちゃんとしないと売れないということで、申請あったものです。

○ 議長（会長）

複雑な状況だね。現地確認した人報告願います。

○ 岡崎委員

現地確認してきました。詳しいことは事務局からあつたとおりなんですけど、隣接する農地や水路には問題ないと思って見てきたところです。

○ 議長（会長）

ちなみに、こさ入っていく道路は●●●●という所なのか。

○ 事務局（奥山）

ない、そうです。

○ 議長（会長）

はい、このことについて、皆さんから質問等あればお受けします。

○ 堀委員

この、田んぼていうことは、転作確認とかしてると思うんだけども、どうなってるんですか。

○ 議長（会長）

●●●●と●●●●か。

○ 事務局（奥山）

いいですか。この●●●●と●●●●は、今回●●●●から分筆したもので、●●●●はそのまま農地として残ります。畑の状態ですけども。

○ 議長（会長）

●●●●は地目田んぼですけども、畑状態として残るということか。だそうです。ご理解いただけましたか。その他何か質問等ありませんか。なければこのように取り進めてよろしいでしょうか。

———賛同の声あり———

異議なしと認めます。

はい、以上で総会の方は終わります。

午後4時24分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月27日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
